

**令和9・10年度
建設工事入札参加資格申請の手引き
(個別編)**

令和8年10月1日版

この手引きのほか、以下の資料もご確認の上、「島根県電子調達共同利用システム」の「資格申請システム」から申請を行ってください。

- ・「島根県電子調達システム 資格申請システム 操作マニュアル - 受注者編 - (工事)」
- ・「建設工事入札参加資格申請の手引き (共通編)」
- ・「建設工事入札参加資格申請の手引き (個別情報編)」

島根県土木部土木総務課

建設産業対策室

【問い合わせ先】

〒690-8501 島根県松江市殿町 8 番地
島根県土木部土木総務課 建設産業対策室
TEL : 0852-22-6429 FAX : 0852-22-5782

【システム操作に関するヘルプデスク】 ※電子調達システム（電子入札システム）と共通
TEL : 0852-25-6701（受付時間：県庁開庁日 9:00～17:00）

目次

はじめに.....	- 1 -
1 入札参加資格申請の流れ	- 2 -
2 申請の期間	- 3 -
2-1 定期申請.....	- 3 -
2-2 追加申請.....	- 3 -
3 申請できる方の要件	- 4 -
3-1 入札参加資格審査の申請	- 4 -
3-2 競争入札に参加する者に必要な資格	- 5 -
3-3 個別に必要な資格がある工事種別.....	- 6 -
4 申請できる工事の種別	- 7 -
5 添付書類について.....	- 9 -
5-1 島根県への提出方法.....	- 9 -
5-2 【県内】申請業者が必要となる書類.....	- 10 -
5-2-1 【県内】提出書類一覧.....	- 10 -
5-2-2 【県内】提出書類一覧（特別点）	- 11 -
5-2-3 【県内】法面処理工事に関する確認書類の詳細.....	- 15 -
5-2-4 【県内】舗装工事に関する確認書類の詳細	- 15 -
5-3 【県外】申請業者が必要となる書類.....	- 16 -
5-3-1 【県外】提出書類一覧.....	- 16 -
5-3-2 【県外】法面処理工事に関する確認書類の詳細.....	- 17 -
5-3-3 【県外】舗装工事に関する確認書類の詳細	- 17 -
6 変更・削除申請について	- 17 -

はじめに

令和9・10年度に島根県が発注する建設工事の競争入札等に参加を希望される方は、入札参加資格申請を行ってください。

この手引きは、島根県への申請に必要な資格、申請できる工事の種別、島根県の個別審査に必要な個別添付書類について記載しています。

この手引きのほか、以下の手引きもご確認の上、「島根県電子調達共同利用システム」の「資格申請システム」から申請を行ってください。

【この手引きの他に確認する資料】

- ・「建設工事入札参加資格申請の手引き（共通編）」
（以下、「手引き（共通編：工事）」という。）
- ・「島根県電子調達システム 資格申請システム 操作マニュアル - 受注者編 - （工事）」
（以下、「操作マニュアル編（工事）」という。）
- ・「建設工事入札参加資格申請の手引き（個別情報編）」

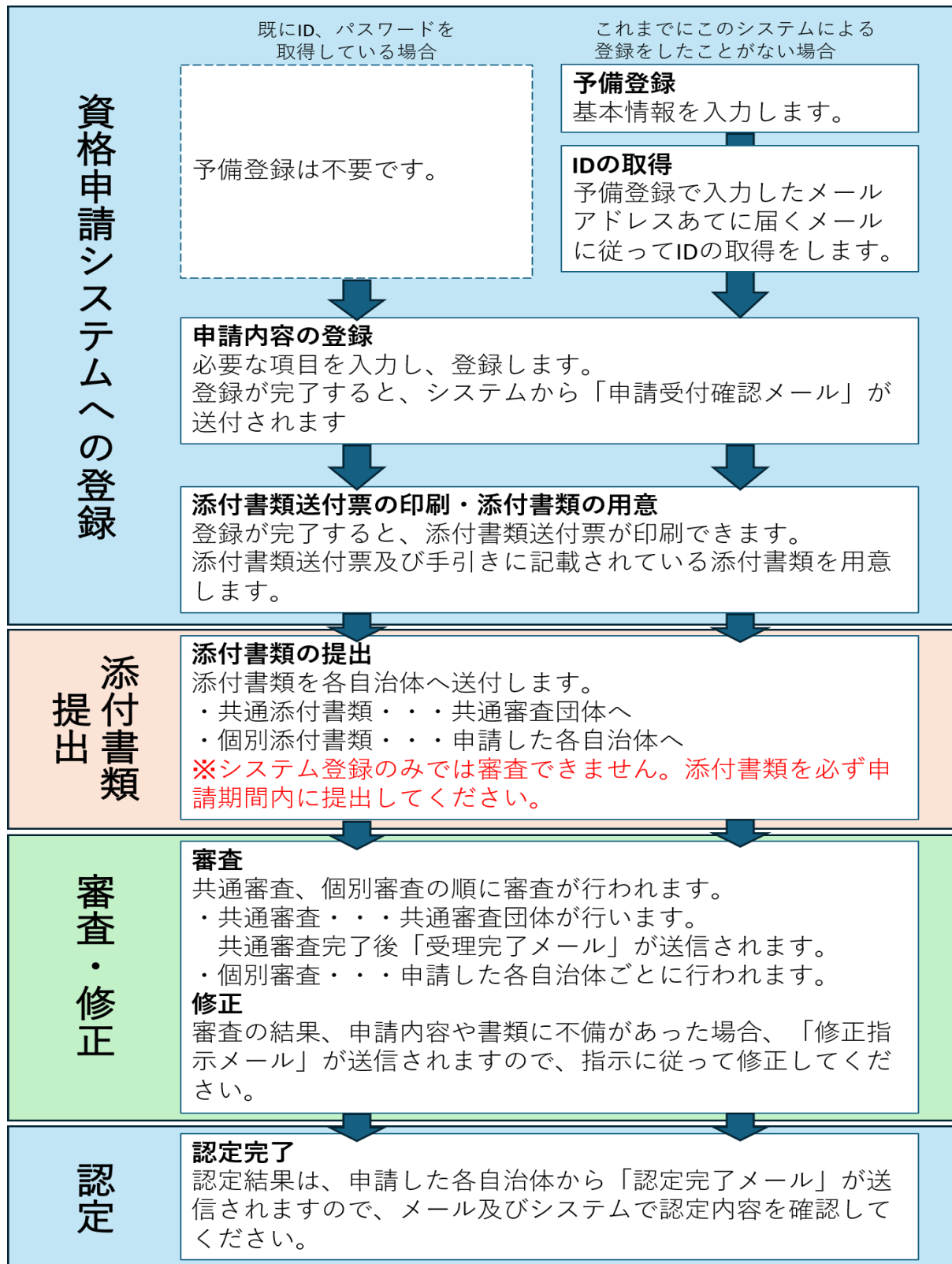
「島根県電子調達共同利用システム」を共同利用している県内市町と一斉に申請することができます。

県内市町へ申請する場合は、各市町が作成している手引きをご確認ください。

1 入札参加資格申請の流れ

島根県電子調達共同利用システムの資格申請システムにより申請を行います。

システム上の詳しい操作方法是、手引き（操作マニュアル編：工事）、7 個別情報登録画面（p18）をご確認ください。



2 申請の期間

2-1 定期申請

※経営事項審査の結果通知日によって〆切が異なりますのでご注意ください。

	区分	申請期間
①	経営事項審査結果通知日が、令和8年10月以前の事業者	令和8年11月2日（月） ～令和8年12月14日（月）
②	経営事項審査結果通知日が、令和8年11月以降の事業者	令和8年11月2日（月）～令和9年1月18日（月）

申請日（の基準日）は令和8年11月1日とします。

【注意事項】

- ・定期申請用のシステム稼働時間は、上記期間内の自治体開庁日8時～23時です。（土日・祝日・12月29日から1月3日はシステムが稼働しません。）
- ・申請期間内に資格申請システムによる本登録及び共通添付書類・個別添付書類の提出を完了してください。
- ・書類の提出方法は持参又は郵便もしくは信書便によることとし、持参の場合は開庁日の開庁時間に到着したもの、郵便又は信書便の場合は申請期間の最終日までの消印があるものを有効とします。

2-2 追加申請

上記定期申請経過後は、以下の期間に追加申請を受け付けます（工種の変更・追加などはこの期間に行うこととなります）。

	受付開始	受付〆切日	資格の有効期間（予定）
第1回	令和9年 4月19日（月）	令和9年 4月27日（火）	令和9年6月1日 ～令和11年3月31日
第2回	令和9年 8月2日（月）	令和9年 8月10日（火）	令和9年10月1日 ～令和11年3月31日
第3回	令和10年 1月17日（月）	令和10年 1月25日（火）	令和10年4月1日 ～令和11年3月31日
第4回	令和10年 7月31日（月）	令和10年 8月10日（木）	令和10年10月1日 ～令和11年3月31日

※追加申請の詳細については、「手引き（追加申請編：工事）」にてご確認ください。

3 申請できる方の要件

3-1 入札参加資格審査の申請

以下の者は、島根県建設工事の競争入札への参加を申請することはできません。
(島根県建設工請負契約競争入札参加資格審査要綱(平成13年3月30日島根県告示第273号))

- (1) 地方自治法施行令第167条の4(下記参照)に該当する者
- (2) 暴力団員が実質的に経営を支配する業者、又はこれに準ずる者として、警察当局から島根県発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているもの

【地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)抜粋】

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

3-2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の要件を満たす者であることが審査により確認できなければ、入札参加資格申請を認定することが出来ません。

- (1) 申請しようとする業種（プレストレストコンクリート工事は土木一式工事に、法面処理工事はとび土工コンクリート工事に、鋼橋上部工事は鋼構造物工事に含まれます。）について、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づく許可を受けている者。（委任先営業所も含む。）
- (2) 令和9年1月1日時点で有効な経営事項審査の結果通知を受けていること。
- (3) **申請しようとする業種について、経営事項審査結果における年間平均完成工事高を有する者。または、審査基準日以降に施工実績が有ることが証明できること。**
- (4) 島根県における県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）の未納の徴収金がないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税の未納の税額がないこと。
- (6) 加入義務のある社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入している者。
- (7) アスファルト舗装工事の入札参加資格の認定を受けようとする者にあつては、アスファルトフィニッシャーを保有し（継続的なリース契約等により確実に調達されていると認められる場合を含む。）、そのオペレーター及び舗装施工管理技術者を常時雇用していること。
- (8) 法面処理工事の入札参加資格の認定を受けようとする者にあつては、種子吹付機、モルタル吹付機、鉄筋挿入機械（削孔機械）並びにグランドアンカー施工機械（削孔機械）のいずれかを保有していること（継続的なリース契約等により確実に調達されていると認められる場合を含む）

申請資格に関する重要な事実について虚偽の申請を行った者及び重要な事項について未記載があった者は、認定後であっても入札参加資格を取り消します。

また、申請時において島根県から指名停止措置を受けている者も申請書類の提出はできませんが、資格の認定後も指名停止措置の効力は継続します。

3-3 個別に必要な資格がある工事種別

以下の資格申請には、「3-2 競争入札に参加する者に必要な資格」に加えて工事实績、機械保有等が必要です。

工事種別	必要な資格
プレストレストコンクリート構造物工事	土木一式とは別に「プレストレストコンクリート（構造物）」としての経営事項審査結果における年間平均完成工事高、または、審査基準日以降に施工実績がある旨の証明が必要。
法面処理工事	法面施工に用いる施工機械のいずれかを保有していることが必要。 （継続的なリース契約等により確実に調達されていると認められる場合を含む。） とび土工コンクリートとは別に「法面処理」としての経営事項審査結果における年間平均完成工事高、または、審査基準日以降に施工実績がある旨の証明が必要。
鋼橋上部工事	鋼構造物とは別に「鋼橋上部」としての経営事項審査結果における年間平均完成工事高、または、審査基準日以降に施工実績がある旨の証明が必要。
舗装工事及び舗装に関する維持修繕工事	アスファルトフィニッシャーを保有しており（継続的なリース契約等により確実に調達されていると認められる場合を含む。）、そのオペレーター及び舗装施工管理技術者を常時雇用していることが必要。 舗装工事の経営事項審査結果における年間平均完成工事高、または、審査基準日以降に施工実績は有しているが、アスファルトフィニッシャーの保有等の条件を満たさない者については、特殊舗装（※）のみ入札参加資格を希望することが出来る。

※特殊舗装 ＝ 橋梁、隧道等のコンクリート舗装や競技場のグランド舗装等のアスファルトフィニッシャーを用いない 舗装工事

4 申請できる工事の種別

入札参加資格の認定は、建設業許可の許可業種（建設工事の種類）毎に行い、当該認定により競争入札に参加できる工事種別は、以下の表のとおりとなります

許可業種（建設工事の種類）と島根県が定める発注工事種別の組み合わせ毎に入札参加資格を申請してください。

希望工種の変更・追加は、定期的に行う追加申請時（本手引き p3 参照）のみ可能です。希望工種に漏れがないようにご注意ください。

【認定する許可業種（建設工事の種類）と島根県が定める発注工事種別の組み合わせ表】

工 事 種 別	認定を受けた建設工事の種類
一般土木工事	土木一式工事(土) とび・土工・コンクリート工事(と) 鋼構造物工事(鋼) しゅんせつ工事(しゅ) 解体工事(解)
アスファルト舗装工事	舗装工事(舗)
特殊舗装工事	舗装工事(舗)
鋼橋上部工事	鋼構造物工事(鋼)
プレストレストコンクリート構造物工事	土木一式工事(土)
港湾工事	土木一式工事(土) しゅんせつ工事(しゅ)
機械設備工事	機械器具設置工事(機) 鋼構造物工事(鋼)
塗装工事	塗装工事(塗)
造園工事	造園工事(園)
さく井工事	さく井工事(井)
冷暖房衛生設備工事 (建築物)	管工事(管) 熱絶縁工事(絶) 消防施設工事(消)
法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事(と)
維持修繕工事	土木一式工事(土) 舗装工事(舗) 電気工事(電) とび・土工・コンクリート工事(と) 塗装工事(塗) 鋼構造物工事(鋼) 解体工事(解)
グラウト工事	土木一式工事(土) とび・土工・コンクリート工事(と)

工 事 種 別	認定を受けた建設工事の種類
一般建築工事	建築一式工事(建) 大工工事(大) 左官工事(左) とび・土工・コンクリート工事(と) 石工事(石) 屋根工事(屋) タイル・れんが・ブロック工事(タ) 鋼構造物工事(鋼) 鉄筋工事(筋) 板金工事(板) ガラス工事(ガ) 防水工事(防) 内装仕上工事(内) 建具工事(具) 清掃施設工事(清) 解体工事 (解)
管工事 (建築物以外)	管工事 (管) 水道施設工事 (水)
電気工事	電気工事 (電) 消防施設工事 (消)
通信設備工事	電気通信工事 (通)

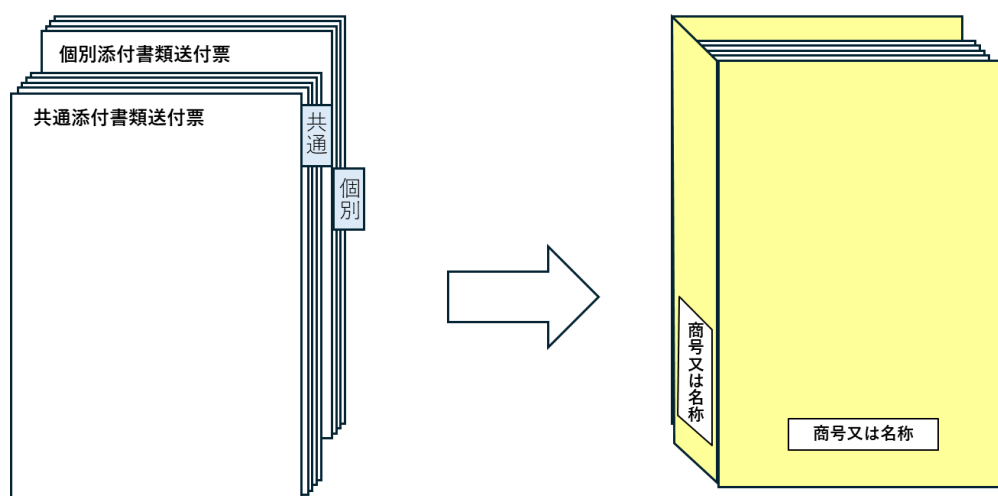
5 添付書類について

添付書類には、共通添付書類と個別添付書類があり、システムからそれぞれの書類送付票と提出先が印刷されますので、書類内容と送付先をご確認のうえ、提出してください。

5-1 島根県への提出方法

島根県へ提出する添付書類は、共通添付書類、個別添付書類の順に並べ、書類送付票に「共通」「個別」のインデックスを貼って1冊のA4版ファイル（黄色）に綴じて提出してください。

ファイルの表、背表紙に商号又は名称を記載してください。



ファイルに綴って提出するのは、定期申請及び追加申請で島根県に新たに申請する場合のみです。変更申請及び追加申請の工種、営業所の追加の際はファイルに綴る必要はありません。

【注意事項】

- 書類の提出方法は持参又は郵便もしくは信書便によることとし、郵便または信書便の場合のみ申請期間最終日での消印を有効とします。（消印（発送）日がなければ無効）
- 持参の場合は申請期間の開庁時間内に到着したもののみ有効とします。

5-2 【県内】申請業者が必要となる書類

5-2-1 【県内】提出書類一覧

区分について

○：提出必須、△：該当する場合は提出

番号	区分	提出書類		備考
1	○	個別添付書類送付票（島根県）	システムから出力	
2	○	申請者側の入力内容確認画面を印刷したもの	システムから出力	
3	○	経営事項審査結果通知書	写し	・令和9年1月1日時点で有効な最新の通知書。
4	△	建設工事施工実績証明書	様式第3号	・経営事項審査結果通知書の完成工事高が0の工種を申請する場合。 ・経営事項審査の審査基準日から申請日までに施工完了したものに限る。
5	○	島根県税の未納の徴収金がないことを証明する書類（島根県税納税証明書） ※しまね電子サービスで「納税情報提供同意書」を提出した場合は省略可能。その場合は申請画面の写しを提出	別紙参照	・島根県税納税証明書による場合は全税目未納の徴収金がないことが証明され、申請日前3か月以内に発行されたもの
6	○	業態調書	様式第4号	・関係する者がいない業者においても「該当なし」と記載して提出
7	△	法面処理工事に関する確認書類	5-2-2 5-2-3 参照	・法面処理工事を希望する業者のみ
8	△	舗装工事に関する確認書類	5-2-3 5-2-4 参照	・舗装工事を希望する業者のみ

5-2-2【県内】提出書類一覧（特別点）

土木一式工事、建築一式工事、法面工事又は舗装工事を申請する者であって特別点の加点を希望する場合は書類を提出してください。

★特別点の詳細については、「令和9・10年度島根県建設工事入札参加資格審査項目（特別点）の概要」にてご確認ください。

No.		提出書類		備考				
・ A 級、 B 級の条件				該当工種	土	建	法	舗
1	常時雇用している有資格技術者の資格証（最大3名分）	写し	※参照（p14）	総合点数が基準点数を満たしており、有資格技術者を雇用していること。 A 級：1 級国家資格を有する技術者が3 名以上 B 級：当該工種にかかる資格を有する技術者が2 名以上（建築一式工事を除く） （技術者とは、監理技術者または主任技術者となり得る資格を有する者。）				
2	常時雇用している有資格技術者の雇用状況が分かる資料（最大3名分）							
(1) 工事成績				該当工種	土	建	法	舗
提出書類なし								
(2) 継続学習への取組状況				該当工種	土	建	法	舗
3	CPDS 学習履歴証明書	写し	・(一社)全国土木施工管理技士会連合会が発行する証明書に限る ・5 年間（ R4.12.1 R3.11.1～R8.10.31）で100 ユニット以上が対象					
4	建築士会継続能力開発（CPD）証明書	様式第8号 参考様式4	・5 年間（令和3 年度～令和7 年度）で5 0 単位以上が対象 ・No.5 との重複申請は不可					
5	建築施工管理 C P D 制度実績証明書	原本または写し	・5 年間（令和3 年度～令和7 年度）で2 0 単位以上が対象 ・No.4 との重複申請は不可					
(3) ICT 活用工事の施工実績				該当工種	土		法	舗
6	ICT 活用工事の施工実績証明書	参考様式7	・申請日前2 年間が対象 ・国、県、市町村が発注した ICT 活用工事を元請として施行し完了した者（島根県内施工に限る） ・ICT 活用工事 ①3 次元起工測量 ②3 次元設計データ作成 ③ICT 建機による施工 ④3 次元出来形管理等の施工管理 ⑤3 次元データの納品					
(4) 技術者（技能者）の在籍状況				該当工種			法	舗
5-2-3【県内】法面処理工事に関する確認書類の詳細、 5-2-4【県内】舗装工事に関する確認書類の詳細 参照（p15）								
(5) 機械の保有状況				該当工種			法	舗
5-2-3【県内】法面処理工事に関する確認書類の詳細、 5-2-4【県内】舗装工事に関する確認書類の詳細 参照（p15）								

(6) 障がい者雇用			該当工種	土		法	舗
7	障害者雇用状況調書	参考様式 1	① 令和 8 年 4 月 1 日以降の法定雇用率により申請日時点の従業員数で障がい者の雇用義務がある者 ② 障がい者の雇用義務はないが、申請日時点で障害者の雇用の促進等に関する法律第 2 条に定める障害者を雇用している者				
8	障がい者雇用状況報告書 (①の場合のみ)	公共職業安定所に報告したものの写し					
9	雇用している障がい者の障がいを証明する書類	本人の身体障害者手帳または療育手帳の写し					
10	雇用している障がい者の雇用状況が分かる書類	※参照 (p14)					
(7) 子育て・女性支援 (見まもり運動)			該当工種	土	建	法	舗
提出書類なし							
(8) 労働安全対策 (災害防災協定加盟)			該当工種	土	建	法	舗
11	労働安全講習受講実績報告書	様式第 10 号	・ 申請日前 2 年間が対象 ・ 建設業労働災害防止協会島根支部が実施した「安全衛生教育研修」の中で下記の研修を受講した場合 ① 職長・安全衛生責任者教育 ② 職長のためのリスクアセスメント教育 ③ 総合工事業者のためのリスクアセスメント研修 ④ 車両系建設機械 (整地・運搬・積込み用及び掘削用) 運転業務従事者安全衛生教育 (定期) ⑤ 建設業等における管理者のための熱中症予防教育 ⑥ 足場の組立て等作業主任者能力向上教育 (定期) ⑦ 現場管理者統括管理講習 ⑧ 職長・安全衛生責任者能力向上教育 (定期)				
12	労働安全講習受講修了書	写し					
(9) 建設業労働者の福利向上			該当工種	土	建	法	舗
13	建設業退職金共済事業加入証明書	原本	・ 4 つの項目全てに取り組んでいる場合 ・ 経営事項審査時に提出している書類 (結果通知書で「有」となっている項目) は提出不要				
14	法定外労働災害補償制度加入証明書	写し					
15	企業年金制度導入を証明する書類	加入証明書または就業規則の写し					
16	退職一時金制度導入を証明する書類	加入証明書または就業規則の写し					
(10) 次世代育成支援 (こころカンパニー認定)			該当工種	土	建	法	舗
提出書類なし							

(11) 女性の活躍促進（しまね女性の活躍応援企業登録）			該当工種	土	建	法	舗
提出書類なし							
(12) 雇用の確保（若年者雇用及び継続雇用）			該当工種	土	建	法	舗
17	雇用者関係調書	参考様式 3	・以下に該当する場合 ①申請日前2年間に29才以下の若年者を雇用し常勤として申請日時点で雇用している ②令和7・8年度名簿の申請日前3年間に雇用され、雇用時の年齢が29才以下の者を2年以上雇用している ③令和4～6年度名簿の申請日前3年間に雇用され、雇用時の年齢が29才以下の者が新たに資格を取得した（土木一式工事、建築一式工事を希望する業者のみ）				
18	雇用開始日が確認できる書類	雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業者控）等					
19	雇用状況が分かる書類	※参照（p14）					
20	主任技術者になれる資格等の合格証、資格者証（③の場合のみ）	写し					
(13) 建設産業の中長期的担い手確保に資する活動			該当工種	土	建	法	舗
21	学校支援活動証明書	参考様式 6	・「学校支援企業等」の登録事業所として申請日前2年間に職場体験等の活動実績がある場合				
(14) 除雪業務			該当工種	土			舗
22	除雪業務委託、凍結防止剤散布業務委託の契約書	写し	・国、地方公共団体（県、県内市町村）と契約した場合 ・過去2年間（令和7年度、令和8年度）が対象 ・県土整備事務所（県土整備局）との契約のうち、令和7年度分は提出不要				
(15) 防災協定（県防災、家畜伝染協定締結）			該当工種	土	建	法	舗
23	防災協定締結団体加盟証明書、家畜伝染病防疫対策協定締結団体加盟証明書	原本（申請日から3か月以内のもの）	・県と防災協定、家畜伝染病防疫対策協定を締結している団体に加入している場合 ・島根県建設業協会に加入している場合は不要				
24	災害時地域貢献申告書	参考様式 2	・県と防災協定を締結している団体に加入していない者で、申請日の前2年間に島根県から依頼を受け災害時の緊急対応を行った場合				
25	島根県地震被災建築物応急危険度判定士派遣協力事業者の登録証	写し	・建築一式工事を希望する業者のみ				
26	島根県地震被災建築物応急危険度判定士の登録証	写し	・建築一式工事を希望する業者のみ				
27	雇用状況が分かる書類	※参照（p14）					
28	島根県被災住宅応急復旧相談員の相談員証	写し	・建築一式工事を希望する業者のみ				
29	雇用状況が分かる書類	※参照（p14）					

(16) ボランティア活動 (ハートフルしまね)			該当工種	土	建	法	舗
30	愛護団体認定証 (ハートフルしまね)	写し	・ハートフルしまねとして申請日前2年間に活動実績がある場合				
31	ボランティア活動実績報告書	様式第9号					

※雇用状況が分かる書類 (例)

- ・雇用保険被保険者資格取得通知書 (事業者控)
- ・健康保険・厚生年金標準報酬決定通知書

5-2-3【県内】法面処理工事に関する確認書類の詳細

法面処理工事を希望される場合は以下書類を全て提出してください。

	区分	提出書類
1	工事経歴書	・直前の経営事項審査で提出したとび・土工・コンクリート工事の法面処理工事に係る工事経歴書
2	技術者に関する書類	・法面施工管理技術者登録証※ ¹ （写）または資格者証（写） ・グラントアンカー施工士登録証※ ² （写）または資格者証（写） ・地すべり防止工事士登録証※ ³ （写）または資格者証（写） ・のり面ノズルマン登録証※ ⁴ （写）または資格者証（写） ・直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類
3	法面施工に用いる施工機械に関する書類	・別冊「令和9・10年度入札参加資格申請における「法面施工に用いる施工機械に関する書類」について」参照 ・第二種圧力容器明細書（写）

【資格付与機関】

- ※1：（一社）全国特定法面保護協会 ※2：（一社）日本アンカー協会
 ※3：（一社）斜面防災対策技術協会 ※4：（一社）全国特定法面保護協会

【法面施工に用いる施工機械】

種子吹付機、モルタル吹付機、鉄筋挿入機械（削孔機）、
 グラントアンカー施工機械（削孔機械）

※なお、県内業者の法面施工に用いる施工機械の保有状況ならびに稼働状況については、認定後、現地で確認を行う場合があります。

5-2-4【県内】舗装工事に関する確認書類の詳細

舗装工事及び舗装に関する維持修繕工事を希望される場合は以下書類を全て提出してください。

	区分	提出書類
1	工事経歴書	・直前の経営事項審査で提出した舗装工事に係る工事経歴書
2	技術者に関する書類	・1級・2級舗装施工管理技術者登録証（写）または資格証（写） ・直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類
3	オペレーターに関する書類	・大型特殊運転免許（写） ・技能講習（車両系）修了証書（写） ・直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類
4	アスファルトフィニッシャーに関する書類	・全景及び機械プレートのアップ写真（6ヶ月以内に撮影したもの） ・自社所有等により常時稼働可能であることを証明する書類（車体検査証（写）、機械台帳（写）、継続的かつ独占的利用が証明されるリース契約書（写））
5	モーターグレーダー、タイヤ・マカダムローラーに関する書類	・全景及び機械プレートのアップ写真（6ヶ月以内に撮影したもの） ・自社所有等により常時稼働可能であることを証明する書類（車体検査証（写）、機械台帳（写）、継続的かつ独占的利用が証明されるリース契約書（写））

※なお、県内業者の法面施工に用いる施工機械の保有状況ならびに稼働状況については、認定後、現地で確認を行う場合があります。

5-3 【県外】申請業者が必要となる書類

5-3-1 【県外】提出書類一覧

区分について

○：提出必須、△：該当する場合は提出

番号	区分	提出書類		備考
1	○	個別添付書類送付票（島根県）	システムから出力	
2	○	申請者側の入力内容確認画面を印刷したもの	システムから出力	
3	○	経営事項審査結果通知書	写し	・令和9年1月1日時点で有効な最新の通知書。
4	△	建設工事施工実績証明書	様式第3号	・経営事項審査結果通知書の完成工事高が0の工種を申請する場合。 ・経営事項審査の審査基準日から申請日までに施工完了したものに限る。
5	○	島根県税の未納の徴収金がないことを証明する書類（島根県税納税証明書） ※しまね電子サービスで「納税情報提供同意書」を提出した場合は省略可能。その場合は申請画面の写しを提出	別紙参照	島根県税納税証明書による場合は全税目未納の徴収金がないことが証明され、申請日前3か月以内に発行されたもの
6	○	業態調書	様式第4号	・関係する者がいない業者においても「該当なし」と記載して提出
7	△	法面処理工事に関する確認書類	5-2-2 5-3-2 参照	・法面処理工事を希望する業者のみ
8	△	舗装工事に関する確認書類	5-2-3 5-3-3 参照	・舗装工事を希望する業者のみ
9	△	常時雇用している有資格技術者の資格証（最大3名分）	写し	・土木一式工事、建築一式工事、法面工事又は舗装工事を申請する者
10	△	常時雇用している有資格技術者の雇用状況が分かる資料（最大3名分）	健康保険・厚生年金標準報酬決定通知書（写）、雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業者控）等	【A級、B級の条件】 総合点数が基準点数を満たしており、有資格技術者を雇用していること。 A級：1級国家資格を有する技術者が3名以上 B級：当該工種にかかる資格を有する技術者が2名以上（建築一式工事を除く） （技術者とは、監理技術者または主任技術者となり得る資格を有する者。）

5-3-2【県外】法面処理工事に関する確認書類の詳細

法面処理工事を希望される場合は以下書類を全て提出してください。

	区分	提出書類
1	工事経歴書	・直前の経営事項審査で提出したとび・土工・コンクリート工事の法面処理工事に係る工事経歴書
2	法面施工に用いる施工機械に関する書類	・別冊「令和9・10年度入札参加資格申請における「法面施工に用いる施工機械に関する書類」について」参照 ・第二種圧力容器明細書（写）

【法面施工に用いる施工機械】

種子吹付機、モルタル吹付機、鉄筋挿入機械（削孔機）、
グラウンドアンカー施工機械（削孔機械）

5-3-3【県外】舗装工事に関する確認書類の詳細

舗装工事及び舗装に関する維持修繕工事を希望される場合は以下書類を全て提出してください。

	区分	提出書類
1	工事経歴書	・直前の経営事項審査で提出した舗装工事に係る工事経歴書
2	技術者に関する書類	・1級・2級舗装施工管理技術者登録証（写）または資格証（写） ・直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類
3	オペレーターに関する書類	・大型特殊運転免許（写） ・技能講習（車両系）修了証書（写） ・直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類
4	アスファルトフィニッシャーに関する書類	・全景及び機械プレートのアップ写真（6ヶ月以内に撮影したもの） ・自社所有等により常時稼働可能であることを証明する書類（車体検査証（写）、機械台帳（写）、継続的かつ独占的利用が証明されるリース契約書（写））
5	モーターグレーダー、タイヤ・マカダムローラーに関する書類	・全景及び機械プレートのアップ写真（6ヶ月以内に撮影したもの） ・自社所有等により常時稼働可能であることを証明する書類（車体検査証（写）、機械台帳（写）、継続的かつ独占的利用が証明されるリース契約書（写））

6 変更・削除申請について

入札参加資格者名簿登載後、登録事項に変更があった場合や、自己都合により登録を取り消す場合、廃業した場合は、速やかに変更・削除申請を行ってください。

変更申請が必要な事項、変更申請方法は、島根県ホームページにてご確認ください。